

**薩摩川内市新型コロナウイルス感染症関連
店舗等感染防止対策支援事業補助金 申請要領**

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を市内の店舗等において実施した事業者に対して、当該対策に要した経費の一部を補助し、なおかつ事業継続を図るため、補助金を交付します。

2 補助の対象となる事業者

下記の要件をいずれも満たす事業者が対象となります。

- (1) 本市の区域内にある店舗等において、現に事業を営んでおり、かつ、引き続き事業を継続して実施する意思がある中小企業等であること
{
 - ※「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は事業を行う個人を指します。
 - ※「店舗等」には、店舗のほか、事務所、工場、倉庫などを含みます。
- (2) 令和2年7月31日までに本市の区域内で事業を開始していること
- (3) 当該店舗等において感染防止のための物品購入または改修工事を行った者であること
- (4) 店舗等改修を実施した当該店舗等の使用者であること
- (5) 物品購入または改修工事に関し、国や県等が実施している他の補助金等を利用していない者であること
- (6) 市税の滞納がないこと

※バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者は対象になりません。「公共交通等感染防止対策支援補助金」をご利用ください。

3 補助の対象となる経費、補助額

区分	対象	補助額	補助上限額
物品 購入	<p>下記の経費合計が 2万円以上 であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕切り用アクリル板 ・パーテーション ・透明ビニールカーテン・シート ・フロアマーカー ・サーキュレーター ・加湿器 ・空気清浄機 ・非接触型検温器 ・キャッシュレス決済導入にかかる機器 等 	対象経費の 3分の2 (千円未満 切り捨て)	5万円

区分	対象	補助額	補助上限額
改修工事	<p><u>下記の経費合計が5万円以上であること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーティション設置 ・換気設備の設置・修繕 ・手洗い場の設置・修繕 等 	<p>対象経費の3分の2 (千円未満切り捨て)</p>	<p>本市建設工事等入札参加資格等を有する業者による施工の場合： 20万円</p> <p>上記以外の業者による施工の場合： 10万円</p>

※令和2年4月1日以降における、物品購入及び改修工事を対象とします。

※物品購入と改修工事を併せて実施した場合、同時に申請することが可能です。（その場合、補助額は最大25万円になります）ただし、申請期限に注意してください。

※1事業者あたり1回限りの補助金交付となります。

※感染防止のためではない、物品や設備の老朽化、故障などによる単なる買い替え・取り換え等は対象になりません。

※マスク、消毒液、手袋、フェイスシールド等の消耗品は対象になりません。

※本市建設工事等入札参加資格等を有する業者とは、薩摩川内市建設工事等入札参加資格を有する事業者（主たる営業所を市内に有する場合に限る）や、小規模修繕及び工事等の契約資格者名簿に登録のある事業者などを指します。該当の有無は各業者にお問い合わせください。

4 申請期間

令和2年8月13日（木）～令和3年2月26日（金）まで

※ただし、物品を購入した日または改修工事が完了した日から30日以内に申請していただく必要があります。

※なお、令和2年4月1日～7月31日までの間に物品購入や改修工事を行った事業者は、9月30日まで申請することができます。

5 申請方法

- 本庁5階 商工政策課の窓口 または 各支所地域振興課の窓口
 ※感染拡大防止・3密回避のため、郵送での受付も行っております。
 ただし、提出書類のうち「滞納のない証明書」は市役所での手続きが必要となりますので、ご注意ください。

6 申請書類一式

(1)	申請書類送付状
(2)	申請書（様式第1号）
(3)	誓約書兼同意書 ※代表者の自署が必要になります。
(4)	本市の区域内に店舗等を有し、営業を開始していることが確認できる書類（下記のいずれか） 【2019年12月までに開業している場合など】 <input type="checkbox"/> 法人の場合： 前事業年度の法人市民税申告書の写し <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合： 2019年分の確定申告書第1表の写し ※青色申告の場合、所得税青色申告決算書の写しも。 <input type="checkbox"/> 各種許可証や届出の写し（営業許可証や開業届など） 【2020年1月以降開業した場合】 <input type="checkbox"/> 各種許可証や届出の写し（営業許可証や開業届など） ※上記書類以外に、追加書類を求める場合があります。
(5)	<input type="checkbox"/> 物品購入や改修工事にかかる領収証の写し 及び <input type="checkbox"/> その明細が記載されたもの ※いずれも提出してください。
(6)	感染防止を講じていることが分かる写真 <input type="checkbox"/> 物品：使用している様子を写した写真（1つにつき2枚以上） <input type="checkbox"/> 工事：その工事箇所（全体像）を写した写真（1箇所につき2枚以上。工事前の写真も可能な限り添付してください）
(7)	滞納のない証明（市税務課で手続き、無料） ※徴収猶予等の決定を受けている方は個別にご相談ください。
(8)	請求書（様式第3号）
(9)	請求書に記入した口座の通帳の写し （金融機関、支店名、口座種別、口座名義人が記載された箇所）

7 申請書類の入手方法

- ・薩摩川内市ホームページ
- ・薩摩川内市役所 本庁5階商工政策課、各支所地域振興課の窓口

8 交付の決定及び交付方法、通知

申請書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定通知書を送付します。

通知書の送付後、振込先口座に振り込みます。

9 注意事項

本補助金は、感染防止対策のための物品購入や改修工事の経費の一部を補助するものです。物品や設備の老朽化、故障などによる単なる買い替え・取り換えは対象になりません。

申請内容に疑義が生じた場合など、確認の必要がある際には、別途報告を求めたり、または店舗等を直接職員が訪問し調査することがあります。

また、申請書に虚偽の内容が記載されていた場合（記載した場所で購入した物品を使用していない、類似する他の補助金を受給しているなど）、補助金の全額または一部の返還を求めることがあります。

10 問合せ先・申請書類送付先

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市 商工観光部 商工政策課「店舗等感染防止対策補助金申請窓口」
TEL：0996-23-5111（内線4321、4322、4323）
受付時間：8：30～17：15（土日祝を除く）